

# 栃木県スキー連盟役員候補者選出規程

(根拠)

第1条 この規程は、本連盟規約第15条及び本連盟運営規則第3条に基づき、役員候補者選出に関する事項を定めるものとする。

(候補者選出の目的)

第2条 本連盟運営規則第3条第2項に基づく候補者は、各所属団体の利害を超越し、真に組織人として本連盟の目的達成のために貢献できる人物を役員候補者として選出することを目的とする。

(候補者の推薦)

第3条 役員候補者の推薦は、本連盟運営規則第3条第2項の範囲内で次の各号により推薦することができる。

- (1) 会長、副会長及び監事候補者は、本連盟運営規則第3条第2項1号に基づき所属団体が推薦する。ただし、本連盟の役員を経験している者、または所属団体代表者を経験している者でブロックにおいて推薦する者に限る。
- (2) 理事候補者は、本連盟運営規則第3条第2項2号に基づき各所属団体が、その所属する会員の中から推薦する。また同号後段のブロックが推薦する理事の場合にあっては、ブロックを代表する所属団体が推薦する。

第4条 各所属団体長、または前条2号後段の場合にあってはブロックを代表する所属団体長は、役員候補者について、本人の同意を得て所定の役員候補者推薦書を添え、定められた期日までに本連盟会長へ提出しなければならない。

(役員選考委員会への付託)

第5条 会長は、提出された役員候補者推薦書の記載事項を審査し、所定の期日までに役員選考委員会へ候補者名及び推薦書を添えて選考を付託しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規則は、平成11年11月13日から施行する。
- 2 昭和48年12月8日制定の栃木県スキー連盟役員選出規程は、廃止する  
平成19年11月11日一部改正  
平成22年11月6日一部改正